



第一号様式

【表紙】

【提出書類】(2)

大量保有報告書

【根拠条文】

法第27条の23 第1項

【提出先】

関東 財務(支)局長

【氏名又は名称】(3)

佐々木 芳明

【住所又は本店所在地】(3)

〒359-1112 埼玉県所沢市泉町1792-2-601

【報告義務発生日】(4)

平成16年4月20日

【提出日】

平成16年5月18日

【提出者及び共同保有者の総数(名)】

1名

【提出形態】(5)

その他

第1 【発行会社に関する事項】(6)

発行会社の名称	ニューディール株式会社
会社コード	4740
上場・店頭の別	上場
上場証券取引所	東京
本店所在地	東京都港区六本木3-17-7 四明ビル3F

第2 【提出者に関する事項】

1 【提出者(大量保有者) / 1】(7)

(1) 【提出者の概要】(8)

① 【提出者(大量保有者)】

個人・法人の別	法人(株式会社)
氏名又は名称	トップ ジーニアス エージェンツ リミテッド (Top Genius Agents Limited)
住所又は本店所在地	オフショア インコーポレーションズ センター ビーオーボックス957, ロードタウン, トルトーラ, 英国領バージン諸島
旧氏名又は名称	
旧住所又は本店所在地	

② 【個人の場合】

生年月日	
職業	
勤務先名称	
勤務先住所	

③【法人の場合】

設立年月日	平成16年1月2日
代表者氏名	キャプテン マネジメント リミテッド
代表者役職	ディレクター
事業内容	投資事業等

④【事務上の連絡先】

事務上の連絡先及び担当者名	港区六本木3-17-7 杉森 環
電話番号	03-5574-7890

(2)【保有目的】(9)

中長期的なキャピタルゲインの確保を目的とした投資

(3)【上記提出者の保有株券等の内訳】(10)

①【保有株券等の数】

	法第27条の23第3項 本文	法第27条の23第3項 第1号	法第27条の23第3 項第2号
株券 (株)			
新株引受権証書 (株)	A	—	G
新株予約権証券 (株)	B 200,000,000	—	H
新株予約権付社債券 (株)	C	—	I
対象有価証券が「ドワラント	D		J
株券預託証券			
株券関連預託証券	E		K
対象有価証券償還社債	F		L
合計 (株)	M 200,000,000	N	O
信用取引により譲渡したこと により控除する株券等の数	P		
保有株券等の数 (総数) (M+N+O-P)	Q		200,000,000 株
保有潜在株式の数 (A+B+C+D+E+F+G+H+I+J+K+L)	R		200,000,000 株

②【株券等保有割合】

発行済株式総数 (株) (平成16年4月20日現在)	S	466,549,000 株
上記提出者の株券等保有割合 (%) (Q/(R+S)×100)		30.01 %
直前の報告書に記載された株券等 保有割合 (%)		—

(4) 【当該株券等の発行者の発行する株券等に関する最近 60 日間の取得又は処分の状況】 (11)

年 月 日	株 券 等 の 種 類	数 量	取得又は処分の別	単価
平成 16 年 4 月 20 日	新株予約券	200,000,000 株	取得	0.1 円

(5) 【当該株券等に関する担保契約等重要な契約】 (12)

該当なし

(6) 【保有株券等の取得資金】 (13)

① 【取得資金の内訳】

自己資金額 (T) (千円)	20,000
借入金額計 (U) (千円)	
その他金額計 (V) (千円)	
上記 (V) の内訳	
取得資金合計 (千円) (T+U+V)	20,000

委任状

トップ ジーニアス エージェント リミテッドは、以下に記載した者を代理人と定め、証券取引法（以下「法律」という）第 27 条の 23 第 1 項および第 27 条の 25 第 1 項に基づく株式大量保有報告書に関する報告書を財務省に提出する権限、およびその写を発行会社および証券取引所または日本証券業協会に送付し、また前記法律の条項に関連し前記代理人が必要と思料するその他の行為、手続きおよび事項を行う権限を与える。

代理人 埼玉県所沢市泉町 1792-2-601 佐々木芳明

以上の証として、下記に署名するものは、本委任状を作成した。

証人 トップ ジーニアス エージェント リミテッド

トーマス・イップ キャプテン マネジメント リミテッド

日付：2004 年 4 月 1 日

上記訳文に相違ありません

埼玉県所沢市泉町 1792-2-601

佐々木芳明



POWER OF ATTORNEY

Top Genius Agents Limited hereby appoints the person mentioned below as its attorney-in-fact with full power of substitution to represent Top Genius Agents Limited in connection with the filing with the Ministry of Finance of the Report of a Change in the Report of Large Shareholdings required under Articles 27-23-1 and 27-25-1 of the Securities Exchange Law of Japan (the "Law") and to send xerox copies of the report to the issuing company and the related stock exchange in Japan and other actions, procedures and things which said attorney-in-fact considers necessary or desirable in connection with the compliance with said provisions of the Law.

Appointed attorney: Mr. Yoshiaki Sasaki

of 1792-2-601, Izumicho, Tokorozawa-shi, Saitama, Japan

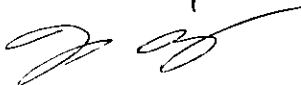
IN WITNESS WHEREOF, the undersigned has executed this Power of Attorney.

WITNESS to the signature

Top Genius Agents Limited

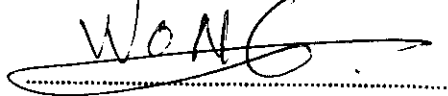
of

BY: Thomas Yip



Date: 12 May 2004

For and on behalf of
CAPTAIN MANAGEMENT LIMITED



Authorised Signature(s)